

○西予市職員の退職管理に関する規則

平成28年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに西予市職員の退職管理に関する条例(平成28年西予市条例第12号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当

該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、西予市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成16年西予市規則第28号)別表第1及び別表第2に掲げる法人とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に愛媛県市町総合事務組合退職手当条例(昭和32年愛媛県市町総合事務組合条例第1号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号。以下「給与条例」という。)別表第3ア行政職給料表の6級及び7級の項に掲げる職

(2) 給与条例別表第3イ医療職給料表(1)の4級の項に掲げる職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、第4条に定める法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受けるとする契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の規定による承認の申請は、再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出して行わなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(様式第2号)

を公平委員会に提出して行わなければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 給与条例別表第3ア行政職給料表の5級の項に掲げる職
- (2) 給与条例別表第3イ医療職給料表(1)の2級及び3級の項に掲げる職
- (3) 給与条例別表第3ウ医療職給料表(2)の5級の項に掲げる職
- (4) 給与条例別表第3エ医療職給料表(3)の5級の項に掲げる職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機

関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 西予市職員の管理職手当に関する規則(平成16年西予市規則第45号)別表第1の区分が1種から5種までに該当する職

(2) 西予市病院事業職員の管理職手当に関する規則(平成16年西予市規則第137号)別表第1の区分が1種から5種に該当する職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(3) 任命権者が特に届出を要しないと認める場合
(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出は、管理又は監督の地位にある職員であった者が再就職した場合の届出書(様式第3号)を、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出して行わなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名

印

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者	生年月日				
	勤務先				
	勤務先における地位(役職等)				
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	勤務先の業務内容				
離職時及び離職前の状況	離職日		年 月 日		
	離職時の職				
	離職前5年間の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容	
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日			
要求又は依頼する事項と勤務先との契約等の関係	在職時に自らが締結を決定した契約に関する要求又は依頼		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
	在職時に自らが締結を決定した処分に関する要求又は依頼		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
要求又は依頼の対象となる職員	ふりがな				
	氏名				
	所属				
	職務内容				
要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容	<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの <input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度				
	<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない				
	要求又は依頼の具体的な内容				
その他参考事項					

任命権者記入欄

受理番号	処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下(承認を必要としない)
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

注1 のある欄は、該当の者にレ印をつけること。

2 離職前5年間の在職状況等の欄は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第5項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

様式第2号（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

西予市公平委員会委員長 様

任命権者

印

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

届出者 (要求又は依頼を受けた者)	ふりがな 氏 名	
	所属・職	
要求又は依頼をした再就職者の氏名等	ふりがな 氏 名	
	要求又は依頼が行われた日時	年 月 日 時
	勤務先の名称・役職等	
	離職時の所属・職	
要求又は依頼の内容		

様式第3号(第24条関係)

管理又は監督の地位にある職員であった者が再就職した場合の届出書

年 月 日

離職した職又はこれに相当する職の任命権者 様

住 所
氏 名
電話番号

印

ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
離職時の所属及び職	
離 職 日	
再 就 職 日	
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

様式第1号(第12条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第3号(第24条関係)